

令和5年5月30日
保健福祉政策部
障害福祉部

こども家庭庁の設置に係る法令の改正等に伴う条例の一部改正について

1 主旨

こども家庭庁の設置に係る法令の改正等により、関係する各条例の一部を改正する条例案を、令和5年区議会第2回定例会に提案する。

2 提案予定条例と改正内容

提案予定条例名称	担当課	改正された関係法令	改正内容	施行日	新旧対照表
(1) 世田谷区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例	保健福祉政策部 生活福祉課	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令	「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に変更 規定の整備	公布の日	別紙 1
(2) 世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例	障害福祉部 障害保健福祉課	児童福祉法、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」又は「主務大臣」に変更 規定の整備		別紙 2
(3) 世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例	障害福祉部 障害者地域生活課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	「厚生労働大臣」を「主務大臣」に変更 規定の整備		別紙 3
(4) 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	障害福祉部 障害者地域生活課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	「厚生労働大臣」を「主務大臣」に変更		別紙 4
(5) 世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例	障害福祉部 障害者地域生活課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	「厚生労働大臣」を「主務大臣」に変更		別紙 5

2 提案予定条例と改正内容

提案予定条例名称	担当課	改正された関係法令	改正内容	施行日	新旧対照表
(6) 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例の一部を改正する条例	障害福祉部 障害者地域生活課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	「厚生労働大臣」を「主務大臣」に変更	公布の日	別紙 6
(7) 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	障害福祉部 障害保健福祉課	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に変更 規定の整備		別紙 7
(8) 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	障害福祉部 障害保健福祉課	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に変更		別紙 8
(9) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する条例	障害福祉部 障害施策推進課	厚生労働大臣が定める医療行為の告示	「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に変更		別紙 9

令和5年6月 令和5年第2回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">世田谷区女性福祉資金貸付条例 昭和50年 3 月28日条例第32号</p>	<p style="text-align: center;">世田谷区女性福祉資金貸付条例 昭和50年 3 月28日条例第32号</p>
<p>第 1 条 ～ 省略</p>	<p>第 1 条 ～ 省略</p>
<p>第 5 条 (貸付けの限度額及び据置期間の特例)</p>	<p>第 5 条 (貸付けの限度額及び据置期間の特例)</p>
<p>第 6 条 前条の規定にかかわらず、女性又は女性が扶養している子について18歳に達した日以後の最初の 3 月31日が終了したことにより母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号) 第 3 条第 7 号の児童扶養手当その他 内閣総理大臣の定める給付を受けることができなくなったときは、技能習得資金又は高等学校、高等専門学校若しくは専修学校への就学に係る修学資金の貸付けの限度額は、その貸付けを受けることができる期間中別表に規定する額に 同令第 7 条第 3 号ただし書の規定により加算することとされる額を加算した額とする。</p>	<p>第 6 条 前条の規定にかかわらず、女性又は女性が扶養している子について18歳に達した日以後の最初の 3 月31日が終了したことにより母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号) 第 7 条第 3 号ただし書に規定する児童扶養手当その他 厚生労働大臣の定める給付を受けることができなくなったときは、技能習得資金又は高等学校、高等専門学校若しくは専修学校への就学に係る修学資金の貸付けの限度額は、その貸付けを受けることができる期間中別表に規定する額に 同号ただし書の規定により加算することとされる額を加算した額とする。</p>
<p>第 6 条第 2 項 ～ 省略</p>	<p>第 6 条第 2 項 ～ 省略</p>
<p>附則 附 則 (令和 5 年〇月〇日条例第〇号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則</p>

世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙2

改正後	改正前
<p>○世田谷区発達障害相談・療育センター条例 平成20年12月9日条例第71号</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号。）において使用する用語の例による。</p> <p>第3条～第9条（略） （使用料等）</p> <p>第10条 センターの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1） 第5条第1項第1号及び同条第2項に掲げる事業 無料</p> <p>（2） 第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>（3） 第5条第1項第4号に掲げる事業 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>（4） 第5条第1項第5号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>2 センターの利用者又はその保護者は、前項第2号から第4号までに定める額の使用料を、指定された期日までに、納付しなければならない。</p> <p>第11条～附則（略）</p> <p><u>附 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区発達障害相談・療育センター条例 平成20年12月9日条例第71号</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号。<u>以下「法」という。</u>）において使用する用語の例による。</p> <p>第3条～第9条（略） （使用料等）</p> <p>第10条 センターの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1） 第5条第1項第1号及び同条第2項に掲げる事業 無料</p> <p>（2） 第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>（3） 第5条第1項第4号に掲げる事業 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>（4） 第5条第1項第5号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>2 センターの利用者又はその保護者は、前項第2号から第4号までに定める額の使用料を、指定された期日までに、納付しなければならない。</p> <p>第11条～附則（略）</p>

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 3

改正後	改正前
<p>世田谷区立障害者休養ホーム条例 昭和45年 7 月 8 日条例第25号</p>	<p>世田谷区立障害者休養ホーム条例 昭和45年 7 月 8 日条例第25号</p>
<p>改正</p> <p>昭和51年 3 月22日条例第15号 昭和55年 6 月23日条例第38号 平成11年 3 月11日条例第 9 号 平成25年 3 月 5 日条例第13号 <u>令和 5 年〇月〇日条例第〇号</u></p>	<p>改正</p> <p>昭和51年 3 月22日条例第15号 昭和55年 6 月23日条例第38号 平成11年 3 月11日条例第 9 号 平成25年 3 月 5 日条例第13号</p>
<p>世田谷区立障害者休養ホーム条例 (目的及び設置) 第 1 条～第10条(略) (使用料等) 第11条 ホームの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 第 4 条第 1 号に掲げる事業のうち、宿泊室の使用に係る事業 1泊につき1,700円 (2) 第 4 条第 2 号に掲げる事業のうち、個別プログラムに基づく 訓練室の使用に係る事業 1回につき200円 (3) 緊急一時保護事業 法第29条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額 (4) 前 3 号に掲げる事業以外の事業 無料 2 前項第 3 号の場合において、使用者又は保護者は、使用料のほか、食材料費その他の区長が使用者に負担させることが適当と認めるもの(以下「食材料費等」という。)を納付しなければならない。 3 使用者又は保護者は、使用料及び食材料費等(以下「使用料等」と</p>	<p>世田谷区立障害者休養ホーム条例 (目的及び設置) 第 1 条～第10条(略) (使用料等) 第11条 ホームの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 第 4 条第 1 号に掲げる事業のうち、宿泊室の使用に係る事業 1泊につき1,700円 (2) 第 4 条第 2 号に掲げる事業のうち、個別プログラムに基づく 訓練室の使用に係る事業 1回につき200円 (3) 緊急一時保護事業 法第29条第 3 項第 1 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額 (4) 前 3 号に掲げる事業以外の事業 無料 2 前項第 3 号の場合において、使用者又は保護者は、使用料のほか、食材料費その他の区長が使用者に負担させることが適当と認めるもの(以下「食材料費等」という。)を納付しなければならない。 3 使用者又は保護者は、使用料及び食材料費等(以下「使用料等」と</p>

改正後	改正前
<p>いう。)を指定された期限までに、納付しなければならない。</p> <p>第12条～第15条(略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第16条 使用者は、施設の使用に際して、特別の設備をし、又は変更したときは、使用終了の後直ちに設備を原状に回復しなければならない。</p> <p>2 第9条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>第17条～付則(略)</p> <p><u>附 則(令和5年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>いう。)を指定された期限までに、納付しなければならない。</p> <p>第12条～第15条(略)。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第16条 使用者は、施設の使用に際して、特別の設備をし、又は変更したときは、使用終了の後直ちに設備を原状に回復しなければならない。</p> <p>2 第8条により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>第17条～付則(略)</p>

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 4

改正後	改正前
<p>世田谷区立障害者福祉施設条例 平成19年12月11日条例第64号</p>	<p>世田谷区立障害者福祉施設条例 平成19年12月11日条例第64号</p>
<p>改正</p> <p>平成21年12月8日条例第50号 平成22年9月30日条例第36号 平成23年10月4日条例第28号 平成24年3月6日条例第2号 平成25年3月5日条例第14号 平成26年3月7日条例第10号 平成28年6月24日条例第36号 平成30年12月10日条例第69号 令和4年9月30日条例第42号 令和5年3月6日条例第11号 <u>令和5年〇月〇日条例第〇号</u></p>	<p>改正</p> <p>平成21年12月8日条例第50号 平成22年9月30日条例第36号 平成23年10月4日条例第28号 平成24年3月6日条例第2号 平成25年3月5日条例第14号 平成26年3月7日条例第10号 平成28年6月24日条例第36号 平成30年12月10日条例第69号 令和4年9月30日条例第42号 令和5年3月6日条例第11号</p>
<p>第1条～第9条（略） （使用料等）</p>	<p>第1条～第9条（略） （使用料等）</p>
<p>第10条 施設利用者は、指定された期日までに、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 第6条第1項第1号に規定する者 法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 第6条第1項第2号に規定する者 前号に規定する額（ただし、法第30条第1項第1号に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費に係る支給決定を受けることができなかつたときは、次号に規定する額）</p>	<p>第10条 施設利用者は、指定された期日までに、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 第6条第1項第1号に規定する者 法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 第6条第1項第2号に規定する者 前号に規定する額（ただし、法第30条第1項第1号に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費に係る支給決定を受けることができなかつたときは、次号に規定する額）</p>

改正後	改正前
<p>(3) 第6条第2項に規定する者 法第29条第3項第1号に規定する 主務大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額</p> <p>3 区長は、使用料のほか、食材料費その他施設利用者に負担させることが適当と認められるものについては、施設利用者から徴収することができる。</p> <p>第11条～附則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和5年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2備考 (略)</p>	<p>(3) 第6条第2項に規定する者 法第29条第3項第1号に規定する 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額</p> <p>3 区長は、使用料のほか、食材料費その他施設利用者に負担させることが適当と認められるものについては、施設利用者から徴収することができる。</p> <p>第11条～附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第2備考 (略)</p>

世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 5

改正後	改正前
<p>世田谷区立知的障害者生活寮条例 平成 4 年 11 月 13 日 条例第 65 号</p>	<p>世田谷区立知的障害者生活寮条例 平成 4 年 11 月 13 日 条例第 65 号</p>
<p>改正</p> <p>平成 9 年 3 月 12 日 条例第 23 号 平成 10 年 10 月 6 日 条例第 49 号 平成 11 年 3 月 11 日 条例第 9 号 平成 12 年 3 月 13 日 条例第 58 号 平成 12 年 10 月 2 日 条例第 99 号 平成 15 年 3 月 13 日 条例第 24 号 平成 17 年 9 月 29 日 条例第 63 号 平成 18 年 3 月 14 日 条例第 35 号 平成 18 年 6 月 20 日 条例第 54 号 平成 24 年 3 月 6 日 条例第 3 号 平成 24 年 6 月 26 日 条例第 33 号 平成 25 年 3 月 5 日 条例第 15 号 <u>令和 5 年 ○ 月 ○ 日 条例第 ○ 号</u></p>	<p>改正</p> <p>平成 9 年 3 月 12 日 条例第 23 号 平成 10 年 10 月 6 日 条例第 49 号 平成 11 年 3 月 11 日 条例第 9 号 平成 12 年 3 月 13 日 条例第 58 号 平成 12 年 10 月 2 日 条例第 99 号 平成 15 年 3 月 13 日 条例第 24 号 平成 17 年 9 月 29 日 条例第 63 号 平成 18 年 3 月 14 日 条例第 35 号 平成 18 年 6 月 20 日 条例第 54 号 平成 24 年 3 月 6 日 条例第 3 号 平成 24 年 6 月 26 日 条例第 33 号 平成 25 年 3 月 5 日 条例第 15 号</p>
<p>世田谷区立知的障害者生活寮条例</p> <p>目次（略）</p> <p>第 1 条～第 23 条（略） （短期入所施設の使用料）</p> <p>第 24 条 短期入所施設を利用した者は、指定された期日までに、短期入所施設の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>（短期入所施設の利用に係る費用負担）</p> <p>第 25 条～付則（略）</p>	<p>世田谷区立知的障害者生活寮条例</p> <p>目次（略）</p> <p>第 1 条～第 23 条（略） （短期入所施設の使用料）</p> <p>第 24 条 短期入所施設を利用した者は、指定された期日までに、短期入所施設の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>（短期入所施設の利用に係る費用負担）</p> <p>第 25 条～付則（略）</p>

改正後	改正前
<u>附 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	

世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 6

改正後	改正前
<p>世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例 平成10年12月7日条例第59号</p>	<p>世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例 平成10年12月7日条例第59号</p>
<p>改正</p> <p>平成12年3月13日条例第59号 平成15年3月13日条例第25号 平成17年9月29日条例第65号 平成18年3月14日条例第36号 平成24年3月6日条例第4号 平成24年12月10日条例第70号 平成25年3月5日条例第16号 <u>令和5年〇月〇日条例第〇号</u></p>	<p>改正</p> <p>平成12年3月13日条例第59号 平成15年3月13日条例第25号 平成17年9月29日条例第65号 平成18年3月14日条例第36号 平成24年3月6日条例第4号 平成24年12月10日条例第70号 平成25年3月5日条例第16号</p>
<p>世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例</p>	<p>世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例</p>
<p>目次（略）</p>	<p>目次（略）</p>
<p>第1条～第22条（略）</p>	<p>第1条～第22条（略）</p>
<p>（短期入所施設の利用の承認の取消し等）</p>	<p>（短期入所施設の利用の承認の取消し等）</p>
<p>第23条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、短期入所施設の利用の承認を取り消し、又は短期入所施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>（1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 第21条各号のいずれかに掲げる要件を欠くに至ったとき。 （3） 前条第2項第2号又は第3号に該当するに至ったとき。</p> <p>（短期入所施設の利用の期間等）</p>	<p>第23条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、短期入所施設の利用の承認を取り消し、又は短期入所施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>（1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 第21条各号のいずれかに掲げる要件を欠くに至ったとき。 （3） 前条第2項第2号又は第3号に該当するに至ったとき。</p> <p>（短期入所施設の利用の期間等）</p>
<p>第24条 短期入所施設を利用することができる期間及び日数は、法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証に記載された短期入所の支給決定の範囲内とする。</p> <p>（短期入所施設の使用料）</p>	<p>第24条 短期入所施設を利用することができる期間及び日数は、法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「<u>受給者証</u>という。）に記載された短期入所の支給決定の範囲内とする。</p> <p>（短期入所施設の使用料）</p>

改正後	改正前
<p>第25条 短期入所施設を利用した者は、指定された期日までに、短期入所施設の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>第26条～付則（略）</p> <p><u>附 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2備考（略）</p>	<p>第25条 短期入所施設を利用した者は、指定された期日までに、短期入所施設の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>第26条～付則（略）</p> <p>別表第1～別表第2備考（略）</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 7

改正後	改正前
<p>世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日条例第27号</p>	<p>世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日条例第27号</p>
目次（略）	目次（略）
第1条～第4条（略） （従業者の配置の基準）	第1条～第4条（略） （従業者の配置の基準）
第5条（略）	第5条（略）
<p>2 指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀（かく）痰（たん）吸引その他 こども家庭庁長官 が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀（かく）痰（たん）吸引その他 厚生労働大臣 が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>
3（略）	3（略）
<p>4 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に 通所 している障害児を交流させるときは、障害児の</p>	<p>4 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に 入所 している障害児を交流させるときは、障害児の支援</p>

改正後	改正前
<p>支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第6条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に<u>通所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第7条～第57条（略） （従業者の配置の基準）</p> <p>第58条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に<u>通所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第59条～第65条（略） 第66条（略） 2（略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に<u>通所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第6条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に<u>入所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第7条～第57条（略） （従業者の配置の基準）</p> <p>第58条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に<u>入所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第52条～第66条（略） 第66条（略） 2（略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に<u>入所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>

改正後	改正前
第67条～附則（略） <u>附 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第67条～附則（略）

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 8

改正後	改正前
<p>○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月1日条例第28号</p> <p>目次（略） 第1条～第23条（略） （給付金として支払を受けた金銭の管理） 第24条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を設置する者が障害児に係る <u>こども家庭庁長官</u> が定める給付金の支給を受けた場合は、当該給付金として支払を受けた金銭を規則に定めるところにより管理しなければならない。 第25条～附則（略） <u>附 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月1日条例第28号</p> <p>目次（略） 第1条～第23条（略） （給付金として支払を受けた金銭の管理） 第24条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を設置する者が障害児に係る <u>厚生労働大臣</u> が定める給付金の支給を受けた場合は、当該給付金として支払を受けた金銭を規則に定めるところにより管理しなければならない。 第25条～附則（略）</p>

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 9

改正後	改正前
<p>○世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 令和4年9月30日条例第41号</p> <p style="text-align: center;"><u>改正</u> <u>令和5年〇月〇日条例第〇号</u></p> <p>世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 目次（略） 前文（略） 第1条～第15条（略） （医療的ケアに係る支援） 第16条 区は、国及び東京都と連携し、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の<u>こども家庭庁長官</u>が定める医療行為をいう。）に対する配慮及びその利用に係る支援が必要な者並びにその家族が心身の状況等に応じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築のために必要な施策を講ずるものとする。 第17条～附則（略） <u>附 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 令和4年9月30日条例第41号</p> <p>世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 目次（略） 前文（略） 第1条～第15条（略） （医療的ケアに係る支援） 第16条 区は、国及び東京都と連携し、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の<u>厚生労働大臣</u>が定める医療行為をいう。）に対する配慮及びその利用に係る支援が必要な者並びにその家族が心身の状況等に応じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築のために必要な施策を講ずるものとする。 第17条～附則（略）</p>